

政務活動費の運用指針の改正について
(令和8年3月改正箇所：令和8年4月から適用)

1 旅費

【第2章】

- ・ 6 (1) 調査研究費の関連費目の例示中「宿泊費等」の項目を下記のとおり変更 (P19)

宿泊費等	宿泊費 (県内不可)、宿泊手当 (県内不可)
-------------	------------------------

- ・ 6 (1) 調査研究費の【留意点】の4 (1) を下記のとおり変更 (P20)

4 団体等が開催する研究会への参加に要する経費

(1) 経費

「研究会出席負担金」「交通費」、「宿泊費」等が考えられる。

- ・ 6 (2) 研修費の関連費目の例示中「宿泊費等」の項目を下記のとおり変更 (P22)

宿泊費等	宿泊費 (県内不可)、宿泊手当 (県内不可)
-------------	------------------------

- ・ 6 (2) 研修費の【留意点】の2 (1) を下記のとおり変更 (P22)

2 団体等が開催する研修会への参加に要する経費

(1) 経費

「研修会出席負担金」「交通費」、「宿泊費」等が考えられる。

- ・ 6 (3) 広報広聴費の関連費目の例示中「宿泊費」の項目を下記のとおり変更 (P24)

宿泊費	※県内宿泊費不可
-----	----------

- ・ 6 (4) 要請・陳情活動費の関連費目の例示中「宿泊費」の項目を下記のとおり変更 (P26)

宿泊費	宿泊費 (県内不可)
-----	------------

- ・ 6 (5) 会議費の関連費目の例示中「宿泊費」の項目を下記のとおり変更 (P27)

宿泊費	宿泊費 (県内不可)
-----	------------

【第3章】

・ 1 旅費「行程及び旅費計算の原則」の項目を下記のとおり変更（P36）

行程及び 旅費計算の 原則	<ul style="list-style-type: none">・「最も経済的な経路及び方法」により算定する。この場合、交通費、宿泊費個別の経費のほか、旅費総額の観点からも比較する。・旅費の行程は、市役所から目的地までの交通費（JR等）に加え、宿泊場所への移動等旅行先において地下鉄等の定まった経路を運行する交通機関を利用する場合は、それに要する運賃実費を支給する。・私事のほか、政務活動費の趣旨に合致しない目的は行程に含めることができない。・私事、公務のほか政務活動費以外の滞在地から、政務活動の先進地視察等を行う場合、その滞在地が起点となる。（ただし、本市を起点とした場合の金額を超えることはできない。）・前泊又は後泊を要する場合の基準は、市の旅費規程に準じるものとする。 （※午前7時前に富山駅又は富山空港を出発しなければ政務活動に支障をきたす場合又は政務活動を行っていた結果、午後10時までに帰富できない場合）・旅費の算定にあたっては、可能な限り各種割引制度（JRの往復割引や乗継割引等）を利用し、経費節減に努める。
------------------------------	---

・ 1 旅費「宿泊料」の項目を下記のとおり変更（P36）

宿泊費	<ul style="list-style-type: none">・宿泊費は、富山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成17年富山市条例第52号）第5条第1項第2号に規定する議員の費用弁償の額に相当する額（以下「市旅費条例相当額」という。）とし、領収書等に基づき実費により精算する。（夕朝食代及び酒代は含まない。夕朝食代の掛かり増しを含む諸雑費は、後述の宿泊手当の内容に含まれる。）・県外における宿泊費のみを対象とし、県内での宿泊には支出できない。
------------	---

・ 1 旅費「日当（旅行中の諸雑費）」の項目を下記のとおり変更（P36）

<p>宿泊手当 (宿泊を伴う 旅行中の諸雑 費)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊手当は、市旅費条例相当額とする。 ただし、宿泊費に朝食又は夕食代が含まれる場合は、定額の2／3の額とし、朝食及び夕食代が含まれる場合は、定額の1／3の額とする。 ・ 朝食や夕食付きのプランで宿泊し、食事の費用が明確な場合、宿泊費は食事付き宿泊プランの料金から食事分を除いた金額を支給する（朝食・夕食の費用は宿泊手当に含まれているため。）。 ・ 朝食や夕食付きのプランで宿泊し、食事の費用が不明確な場合、基準額を上限として食事付き宿泊プランの料金を宿泊費として支給し、宿泊プランに含まれている食事の分を宿泊手当から減額する（朝食又は夕食付きの場合は1/3を減額、両方付いている場合は2/3を減額する。）。 ・ 支出に伴う領収書等は不要であり、精算は行わない。
---	---

・ 1 旅費「自家用車」の項目を下記のとおり変更（P37）

<p>自家用車</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内移動に伴う燃料代（ガソリン代等）は支出することができない。ただし、市外の活動に向かうための市内部分については支出することができる。 ・ 県内（市外）移動に伴うガソリン代は、視察の場合に限り支出することができる。 ・ ガソリン代の積算に当たっては、富山市役所を発着とし、市旅費条例相当額の1キロメートル当たりの単価により算出する。 ・ 旅行中又は旅行前後に提供した自家用車に係る修理又は整備費用については、支出することはできない。 ・ ガソリン代の支出の際は、距離の根拠となる資料（ネットのルート検索など）を提出する。
--------------------	--

・ 8 講師等の謝礼「講師等の旅費」の項目を下記のとおり変更（P44）

講師等の 旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講師等の招聘旅費は、謝礼とは別に政務活動費から支出することができ、金額等の基準は「1 旅費」の項にある基準に準ずる。 ・ 市内在住の者は、出発地（自宅等居住地）から目的地までの経路距離が2 km以上の場合に支出することができる。宿泊費及び宿泊手当は、支給しない。 ・ 講師等から領収書を徴することは社会通念上一般的でない場合もあるため、その場合は、謝金支払先の氏名、日付及び金額を記載した受領書を会派が作成し、これに署名・押印をしたものを「支払証明書」に添付することで領収書に代える。
--------------------	--

2 実績報告書及び旅費計算書の様式

- ・ 様式4-2（記載例）の6「実施経費及び政務活動費支出額」の「旅費」の「支出内容及び積算根拠」の項目の「宿泊料 13,800 円」を「宿泊料 14,400 円」、「日当 3,000 円」を「宿泊手当 2,400 円」に変更
- ・ 様式6-2（記載例）の6「実施経費及び政務活動費支出額」の「旅費」の「支出内容及び積算根拠」の項目の「宿泊料 13,800 円」を「宿泊料 14,400 円」、「日当 3,000 円」を「宿泊手当 2,400 円」に変更
- ・ 様式10の「車賃」を「その他交通費」、「日当」を「宿泊手当」、「宿泊料」を「宿泊費」に変更
- ・ 様式10（記載例）の「車賃」を「その他交通費」、「日当」を「宿泊手当」、「宿泊料」を「宿泊費」に変更し、「6・28」及び「小計」及び「合計」の日当「3,000」を宿泊手当「2,400」に、宿泊料「13,800」を宿泊費「14,400」にそれぞれ変更